

トルコにおける税関での保護



シメイ・アクバス
国際業務部長

Destek Patent, INC.

シメイ・アクバス氏は、トルコの DESTEK PATENT の国際業務部の部長である。彼女は 2013 年から c として活動しており、知的財産部門に 10 年以上携わっている。知財コンサルティングを専門としており、主に、新しい市場に参入する際の商標の全体的な戦略の構築、和解契約の処理、さまざまな管轄区域での異議申立と訴訟の調整を行っている。

【概要】

トルコにおいては、TÜRK PATENT（トルコ特許商標庁）による商標の登録は、商標を保護するうえで最も重要かつ必須のステップであるが、それだけでは商標権を保護するためには十分ではない。商標が登録された後、偽造（模倣）と戦い、登録から生じる権利を行使するためにいくつかの措置を講じる必要があり、その方策の 1 つとして税関での保護について紹介する。

【詳細】

技術の進歩により、国内市場で使用されている製品が他国のメーカーに真似されて生産されたり、国内市場で製品を見た人がこの製品を海外で製造し、国内市場に供給することが容易になった。このような製品の輸出入が大幅に増加しているため、商標権を保護するために講じることができる最も重要な対策の 1 つは、商標を税関に登録することにより、税関で偽造品（模倣品）を発見することである。

税関における知的財産権および産業財産権の保護に関する法規は、税関法¹（法律第 4458 号）第 57 条、および官報第 27369 号で公開された 2009 年 10 月 7 日

¹ GÜMRÜK KANUNU（税関法）（第 1 ページは 4457 号だが、P9 以降に税関法 4458 号の記載有り）

<https://www.resmigazete.gov.tr/arsiv/23866.pdf>

付けの税関規則²第 100 条から第 111 条である。これらの規定に従い、登録商標の権利者は、商標を税関に登録することにより、知らないうちに行われる可能性のある偽造品や取引をより簡単に特定できる。

税関への商標の登録は、トルコ共和国税関貿易省のウェブサイトを通じてオンラインで行うことができる。申請が登録された後、商標の登録はトルコ国内のすべての税関で同時に行われる。この登録により、フリーゾーン³とすべての税関の両方で行われる輸出入業務が監視される。申請書に不足がない場合、申請書の登録は通常 1~2 か月以内に完了し、手数料は不要である。申請書に提出された書類に不備がある場合、権利者またはその代理人は書類を是正する時間を与えられ、書類が是正された後、商標が税関に登録されたことを示す公式の通知が権利者に発送される。税関への商標の登録は 1 年間有効であり、登録の継続が必要な場合は有効期間の終わりに更新する必要がある。

税関に商標を登録するには、以下の書類が必要となる。

- トルコ特許商標庁が発行した商標登録証明書の写し
- 申請が代理人を通じて行われる場合、公証された委任状
- 権利者が法人の場合、署名者の権限を示す署名回覧⁴

さらに、トルコ共和国税関貿易省が発行した「税関における知的財産権および産業財産権の保護に関する電子申請ガイド⁵」で定義され、必須ではないが要求されるその他の情報および文書は、次のとおりである。

² GÜMRÜK YÖNETMELİĞİ (税関規則)

<https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2009/10/20091007M1-1.htm>

³ Serbest Bölgeler (経済特区)

<https://ticaret.gov.tr/serbest-bolgeler>

⁴ Signature Circular

<https://www.hg.org/legal-articles/content-and-functionality-of-signature-circulars-in-practice-and-under-turkish-law-24048>

⁵ FİKRİ VE SINAİ HAKLARIN GÜMRÜKLERDE KORUNMASINA İLİŞKİN E-BAŞVURU REHBERİ (税関における知的財産権および産業財産権の保護に関する電子申請ガイド)

<https://uygulama.gtb.gov.tr/FSMH/Klavuz/fsmhebasvurehberi.pdf>

- オリジナル商品に関する情報：申請の対象となる権利者が作成したオリジナル商品、または権利者が誰かが作成した商品に関するすべての固有の情報。
- 製品グループ：商品の製品グループを指定する必要がある。トルコ特許商標庁が発行する商標登録証明書で「商品」と指定された製品グループに限定されている限り、複数の製品グループを選択できる。
- 製造国：商品の製造国を追加する必要がある。複数の国で生産できる商品の場合は、その商品に関連してすべての生産国を表示する必要がある。
- HS (Harmonized System、調和システム⁶)：トルコの調和関税表における商品の位置を示す調和システムに関する情報を提供する必要がある。
- タイプ：商品を識別できるように、完全で詳細な技術的説明を提供し、元の商品(靴、漫画のキャラクターなど)のフルネームを記入する必要がある。
- ライセンス生産会社：オリジナルの商品を生産する権利を持っている会社についての情報を提供する。

また、税関職員が模倣品/偽造品をより簡単に識別できるように、偽造に関する情報がわかっている場合は、税関に提出することが重要である。たとえば、偽造品が到着する可能性のある国、偽造の疑いのある企業、または偽造がすでに発見されている場合は、偽造に関連するすべての文書、写真、サンプル、その他の証拠などを、税関へ商標登録するための申請の際に提供すべきである。

ただし、税関で登録商標が登録されていても、税関を通過するすべての偽造品を発見できるとは限らないので注意が必要である。例外的な場合を除いて、税関職員は、税関を通過する各製品が商標権を侵害しているかどうかを判断することはできない。したがって、偽造の疑いがある場合、商標の権利者は、税関と知識の範囲内ですべての情報を共有することにより、当該偽造の検出を容易にすることができる。税関で偽造品が発見された場合、税関は権利者またはその法定代理人に生鮮品の場

⁶ THE HARMONIZED SYSTEM、商品の名称及び分類についての統一システム
<http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/nomenclature/activities-and-programmes/30-years-hs/hs-compendium.pdf>

合は3日間、その他の物品の場合は10日間の期間を与える。正当な理由があれば、この期間をさらに10日間延長することができるが、延長できるかどうかは税関によっても異なる。

税関は、申請なしに偽造品を摘発する権限を持っており、その場合、権利者またはその法定代理人に通知し、3日以内に措置を講じるよう要請することができるが、必要な措置が開始されない場合、商品はリリースされる。

税関で止められた商品が偽造品であると判断された場合、権利者は、認定裁判所に差止命令を申請するか、認定裁判所に差止命令を請求する必要がある。当事者が同意すれば、裁判所の決定を必要とせずに商品の破壊が可能である。

上記から、知的財産法第6769号および税関法第4458号の関連条項により商標権が保護されている場合であっても、権利者は商標に関する権利を理解し、模倣および偽造と戦い、金銭的損害および権利の喪失を防止するため、定められた期間内に必要な措置を講じることが重要である。

【ソース】

・ TİCARET BAKANLIĞI Mevzuatı Listesi (トルコ商務省立法リスト)

<https://kms.kaysis.gov.tr/Home/Kurum/24308261?AspxAutoDetectCookieSupport=1>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)